

令和6年度

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

令和6年8月

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

目 次

1	補助金の趣旨	1
2	補助金の対象となる事業について	1
3	補助対象者について	1
4	補助対象自動車等の要件について	2
5	手続きの流れについて	3
6	補助金額の算出方法	4
7	申請方法について	5
8	必要書類について	7
9	交付申請書の記入例	11
10	添付書類の留意事項等について	13
11	事業完了後の制限等について	15
12	受付・問い合わせ先	15
13	よくある質問	16

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

本手引きは補助金申請に当たり、補助金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、燃料電池自動車等導入促進事業補助金交付要綱及び宮城県の定めるところにより運用されます。

1 補助金の趣旨

燃料電池自動車（FCV）については、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出せず、また、高い外部給電機能を有しており、普及が拡大することで環境負荷の低減や災害対応能力の強化など複合的な効果が期待できます。しかしながら、普及初期にあるため、同車格の車両と比較して高額となっていることから、普及初期に限り、県が導入費用の一部を補助するものです。また、燃料電池自動車と接続して使用する外部給電器についても、その活用を図ることで災害対応能力の強化が期待できることから、普及初期に限り、県が導入費用の一部を補助するものです。

2 補助金の対象となる事業について

- (1) 燃料電池自動車の購入
 - (2) 燃料電池自動車と接続して使用する外部給電器の購入
- ※ 燃料電池自動車又は外部給電器（以下「補助対象自動車等」という。）をリース（4年以上のリース契約期間が必要）によって導入する場合も対象となります。

3 補助対象者について

- (1) 補助金の交付申請を行うことができる者（申請者）は以下のとおりとなります。なお、外部給電器については、法人が導入する場合のみ対象となります。

申請者	要件
個人	県内に引き続いて1年以上住所を有する個人
法人	県内に引き続いて1年以上事務所又は事業所を有する法人（個人事業主を含みます。） ※法人以外の団体も法人と同様に扱います。 ※国及び独立行政法人は対象外となります。

- (2) 上記(1)に該当する者であっても、以下に該当する者は申請することができません。

- ① 県税に滞納のある者
(添付書類の「県税納税証明書」で県税に未納がないことを確認します。)
- ② 暴力団及び役員等が暴力団員である法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等
(添付書類の「誓約書」で、これらに該当しないことを誓約いただきます。また、申請者がこれらに該当するかどうかを宮城県警察本部に確認する場合があります。)
- ③ 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められない者。

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

(3) 燃料電池自動車の場合の導入形態及び申請者並びに自動車検査証上の所有者・使用者は以下のとおりであることが必要です。

導入形態	申請者	自動車検査証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①自動車販売会社から購入	車両購入者	車両購入者 (申請者)	車両購入者 (申請者)
②リース会社からリース車の貸与	車両の貸与を受ける者	リース会社	車両の貸与を受ける者 (申請者)
③割賦販売(所有権留保付クレジット)による購入	車両購入者	自動車販売会社又はローン会社	車両購入者 (申請者)

4 補助対象自動車等の要件について

(1) 燃料電池自動車

以下の要件の全てに合致することが必要となります。

- ① 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録が行われた自動車であること。
- ③ 自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が宮城県内にあること。
- ④ 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。
- ⑤ リース車両である場合、4年以上のリース契約を締結しているもの。
- ⑥ 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両ではないこと。
- ⑦ 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが現金で完了しているもの。
※手形による購入又は支払保証方式による購入は対象外となります。

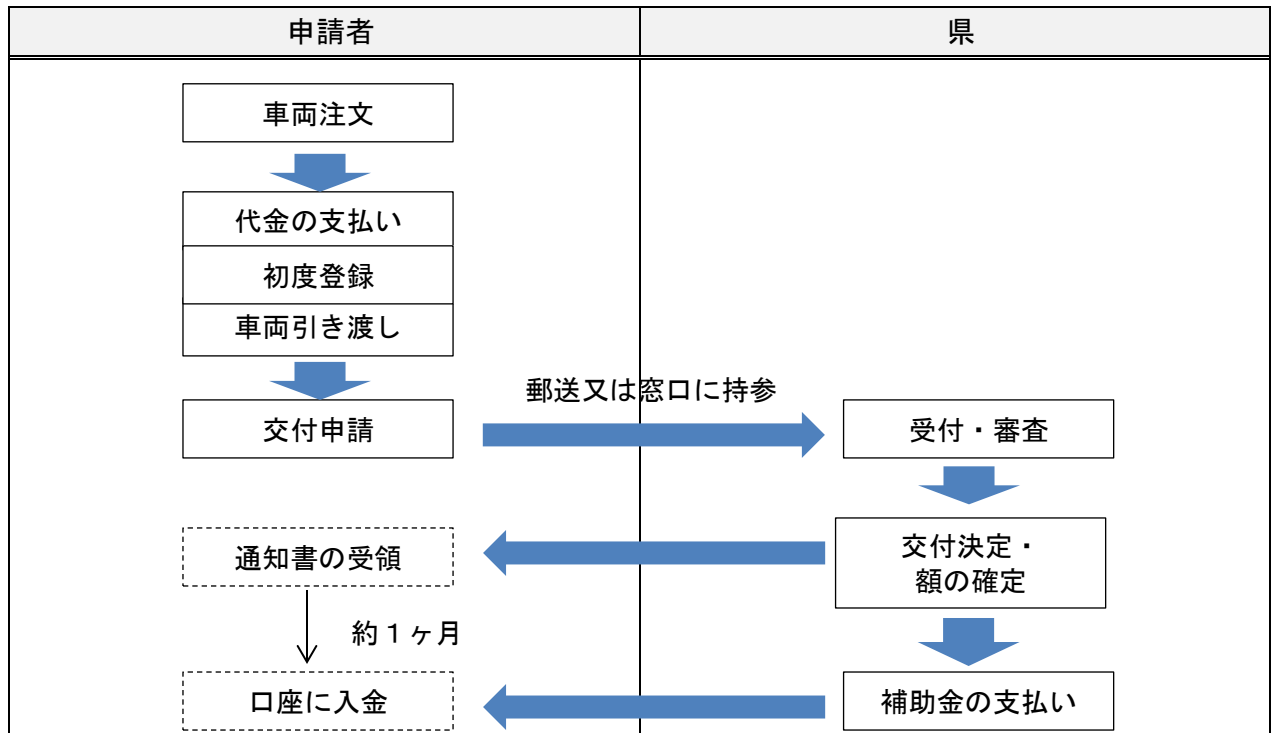
(2) 外部給電器

以下の要件の全てに合致することが必要となります。

- ① 燃料電池自動車と接続して使うために購入するものであること。
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規購入した機器であること。
- ③ 未使用品であること。
- ④ 外部給電器及び接続する燃料電池自動車の使用の本拠の位置の住所が宮城県内にあること。
- ⑤ リース機器である場合、4年以上のリース契約を締結している機器であるもの。
- ⑥ 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する機器ではないこと。
- ⑦ 販売業者への購入代金全額の支払いが現金で完了しているもの。
※手形による購入又は支払保証方式による購入は対象外となります。

5 手続きの流れについて

燃料電池自動車の場合の申請の流れ（イメージ）



- (1) 国（次世代自動車振興センター）の補助金と同様に、補助対象自動車等を購入（燃料電池自動車の場合、代金の支払い、初度登録、車両引き渡しまで含む）してから県へ申請を行います。
- ※ 書類に不備がある場合は、有効なもののみとみなしません。全ての書類が整った段階で受理します。有効なものから先着順（消印日により判断）に受理します。
- ※ 消印のない郵便については、県に到達した日を消印日とみなします。
- (2) 県は、申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、「交付決定兼補助金額確定通知書」により申請者宛てに通知します。
- ※ 申請者又はその役員等が暴力団、暴力団員等に該当するかどうかを宮城県警察本部へ確認するため、交付決定に1か月以上かかる場合がありますので、あらかじめ御承知ください。
- (3) 補助金の交付決定及び補助金額の確定後、概ね1か月で申請者の指定する口座へ補助金を入金します。補助金は、指定の口座に「ケンカンキョウセイサクカ」の名称で振込になります。
- (4) 補助金の交付は予算の範囲内で、かつ、先着順に行います。したがって、補助対象自動車等を購入しても、補助金の交付ができない場合もありますので、あらかじめ御承知ください。

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

6 補助金額の算出方法

(1) 燃料電池自動車

下記の㊦、㊧を比較して低い方が補助金額となります。

- ㊦ {車両の本体価格 - 基準額(下表)} × 1/3[※] 千円未満端数切り捨て
※県内の地方公共団体の場合 2/3 となります。
- ㊧ 補助限度額(下表)
- ※ 補助の対象は、車両本体価格のみです (オプション等の諸費用は含みません。)
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。
- ※ 車両本体価格から値引きがあった場合、補助金額に反映されます。

区分	銘柄		型式	基準額	補助限度額	
					地方公共団体	左記以外
燃料電池自動車	トヨタ自動車株式会社 MIRAI		ZBA-JPD10	3,706,000 円	2,020,000 円	1,010,000 円
	トヨタ自動車株式会社 MIRAI	G	ZBA-JPD20	4,871,000 円	1,153,000 円	576,000 円
		G “A Package”		5,068,000 円		
		G “Executive Package”		5,290,000 円		
		Z		5,563,000 円		
		Z “Executive Package”		5,699,000 円		
		Z “Advanced Drive”		5,961,000 円		
		Z “Executive package Advanced Drive”		6,097,000 円		
	トヨタ自動車株式会社 クラウン	Z (FCEV)	ZBA-KZSM30	5,950,000 円	1,063,000 円	531,000 円
	本田技研工業株式会社 CR-V	e:FCEV	ZBA-ZC8	3,490,000 円	2,550,000 円	1,275,000 円
Hyundai Mobility Japan 株式会社 NEXO		ZBA-FE120	3,829,000 円	2,155,000 円	1,077,000 円	

区分	補助限度額
外部給電器	180,000 円

算定例	<p>民間企業が、MIRAI G (ZBA-JPD20) を 640 万円（車両本体価格のみ。税抜き）で購入した場合</p> <p>$\{6,400,000 \text{ 円} - 4,871,000 \text{ 円}\} \times 1 / 3 \div 3 \doteq 509,666 \text{ 円} \rightarrow 509,000 \text{ 円}$</p> <p>・算定結果（509,000 円）は、補助限度額(576,000 円) 以下のため、509,000 円が補助金額となります。</p>
-----	--

(2) 外部給電器

下記の㊦、㊧を比較して低い方が補助金額となります。

- ㊦ 機器の本体価格 × 1 / 6 千円未満端数切り捨て
- ㊧ 補助限度額（180,000 円）

- ※ 補助の対象は、機器本体価格のみです（オプションや据付費用等は含みません。）。
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

算定例	<p>本田技研工業の外部給電器（POWER EXPORTER 9000）を 109 万円（機器本体価格のみ。税抜き）で購入した場合</p> <p>$1,090,000 \text{ 円} \times 1 / 6 \div 3 \doteq 181,666 \text{ 円} \rightarrow 181,000 \text{ 円}$</p> <p>・算定結果（181,000 円）よりも補助限度額(180,000 円)の方が低いため、補助限度額（180,000 円）が補助金額となります。</p>
-----	--

(3) その他

補助を受けようとする車両・機器の使用者が、当該車両・機器を製造しているメーカー等である場合は、別途定めがありますので、県にお問い合わせ願います。なお、展示車、試乗車等の販売促進活動に使用される車両については、補助金の対象外となります。

7 申請方法について

- (1) 補助対象自動車等を購入（燃料電池自動車の場合、代金の支払い、初度登録、車両引き渡しまで含む）後、添付書類を取りまとめた上で、「交付申請書兼実績報告書」及び添付書類を下記(2)の提出期限までに県に提出してください。
- (2) 提出期限は、令和7年3月31日（月）とします。ただし、この提出期限前であっても、補助金の交付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。
- (3) 提出部数は、1部としますが、提出書類の記載内容や添付書類に関して、県から問い合わせる場合がありますので、必ずコピーを保管願います。
- (4) 提出書類に不備がある場合は、有効なもののみとしません。全ての書類が整った段階で受理しますので、早めに添付書類を準備いただき、記載漏れや書類の不備がないか十分に確認した上で提出願います。
- (5) 提出書類に不備があった場合、電話連絡をいたしますので、申請書には必ず連絡がとれる電話番号を記載してください。2週間にわたって不備が補正されない場合は、お預かりした申請書類を返送いたします。
- (6) 申請様式は下記のホームページからダウンロードできます。日本工業規格A4サイズの用紙に片面印刷のうえ、ご使用願います。

<申請様式ダウンロード先>

<https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagi-hyenergy/fcv-hojyo.html>

- (7) 申請書類は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付いたしません。
- (8) 申請書類は、郵送（簡易書留など配達記録が残る方法によりお願いします。）又は持参により提出願います。その際の経費は、申請者の自己負担となります。FAX及び電子メールによる提出は受付いたしません。

<郵送先> 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部 次世代エネルギー室 脱炭素燃料班

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

8 必要書類について

(1) 燃料電池自動車

① 必要書類一覧・・・○が記載されている書類は提出が必要なもの

番号	必要書類	法人	個人
1	交付申請書兼実績報告書	○	○
2	誓約書（別記様式1）	○	○
3	燃料電池自動車の購入代金に係る請求書又は契約書のコピー ※リース契約の場合、リース契約書等のコピー	○	○
4	燃料電池自動車の代金の支払いに係る領収書等のコピー ※リース契約の場合、リース会社が購入した車両の本体価格がわかるもの。	○	○
5	導入した燃料電池自動車の自動車検査証、自動車検査証記録事項のコピー	○	○
6	振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）のコピー	○	○
7	登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））	○	—
8	住民票の写し	—	○
9	県税納税証明書	○	○
10	役員等氏名一覧表（別記様式2）	○	—
11	導入した燃料電池自動車の写真	○	○
12	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出を求めます	

※ 地方公共団体が申請者の場合、地方公共団体に関する上記の番号2、7、9及び10の書類については、省略できます。

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

②必要書類毎留意事項

番号	必要書類	留意事項等
1	交付申請書兼実績報告書	必要事項は全て漏れなく記入してください。 ※ <u>11ページを参照願います。</u>
2	誓約書（別記様式1）	
3	燃料電池自動車の購入代金に係る請求書又は契約書のコピー	イ 車両登録番号、車体番号及び消費税及び地方消費税を除いた車両本体価格が明記されているものに限り ロ 割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書のコピーが必要（申込書は不可）です。 ハ リースの場合、リース契約書等のコピーが必要です。
4	燃料電池自動車の代金の支払いに係る領収書等のコピー	イ 自動車販売会社等により真正な領収書として発行されたものに限り ロ 銀行振込等で領収書がないものについては、銀行発行の振込証明書等を提出してください。 ハ 割賦販売の場合は不要です。 ニ リースの場合、自動車販売会社等からリース事業者宛ての本体価格が分かるものがが必要です。
5	導入した燃料電池自動車の自動車検査証、自動車検査証記録事項のコピー	
6	振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）のコピー	※ <u>13ページを参照願います。</u>
7	登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））	イ 法人及びリース事業者の場合に必要です。 ロ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限り ※ <u>13ページも参照願います。</u>
8	住民票の写し	イ 個人の場合に必要です。 ロ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限り ハ 本籍地が記載されているものに限り ※ <u>13ページも参照願います。</u>
9	県税納税証明書	イ 申請者が全ての県税について未納がないことを証明しているものが必要です。 ロ 申請日時点で、直近の納税を証明したものに限り ※ <u>13ページも参照願います。</u>

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

10	役員等氏名一覧表 (別記様式2)	法人の場合に必要です。
11	導入した燃料電池自動車の写真	イ 使用の本拠の位置に納車された時の様子がわかるもので、自動車登録番号が確認できる写真が必要です。 ロ 画像データをコピー用紙等に印刷したもので構いません。
12	その他知事が必要と認める書類	※ 添付いただいた書類のみで補助の要件に合致するか不明な場合等に個別に提出を依頼します。

(2) 外部給電器

① 必要書類一覧・・・○が記載されている書類は提出が必要なもの

※ 燃料電池自動車と外部給電器を同時に導入する場合、重複する書類(着色部)は省略できます。

番号	必要書類	法人	個人
1	交付申請書兼実績報告書	○	○
2	誓約書(別記様式1)	○	○
3	外部給電器の購入代金に係る請求書又は契約書のコピー ※リース契約の場合、リース契約書等のコピー	○	○
4	外部給電器の代金の支払いに係る領収書等のコピー ※リース契約の場合、リース会社が購入した機器の本体価格がわかるもの。	○	○
5	外部給電器と接続することとなる燃料電池自動車の自動車検査証、自動車検査証記録事項のコピー	○	○
6	振込先口座が確認できる書類(預金通帳等)のコピー	○	○
7	登記事項証明書(全部事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書))	○	—
8	住民票の写し	—	○
9	県税納税証明書	○	○
10	役員等氏名一覧表(別記様式2)	○	—
11	貸与料金算定根拠明細書(別記様式3)	—	—
12	導入した外部給電器の写真	○	○

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

13	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出を求めます
----	----------------	---------------

※ 地方公共団体が申請者の場合、地方公共団体に関する上記の番号2、7、9及び10の書類については、省略できます。

②必要書類毎留意事項・・・燃料電池自動車に係る留意事項と同じ内容の場合省略しています。

番号	必要書類	留意事項等
3	外部給電器の購入代金に係る請求書又は契約書のコピー	<p>イ 消費税及び地方消費税を除いた機器本体価格が明記されているものに限ります。</p> <p>ロ 割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書のコピーが必要（申込書は不可）です。</p> <p>ハ リースの場合、機器販売会社等との外部給電器の売買に係る請求書又は契約書のコピーに加え、使用者との契約を証するもの（リース契約書等のコピー）が必要です。</p>
4	外部給電器の代金の支払いに係る領収書等のコピー	<p>イ 機器販売会社等により真正な領収書として発行されたものに限ります。</p> <p>ロ 銀行振込等で領収書がないものについては、銀行発行の振込証明書等を提出してください。</p> <p>ハ 割賦販売の場合は不要です。</p> <p>ニ リースの場合、機器販売会社等からリース事業者宛ての本体価格が分かるものが必要です。</p>
5	外部給電器と接続することとなる燃料電池自動車の自動車検査証、自動車検査証記録事項のコピー	既に所有している燃料電池自動車に使用するため外部給電器を導入した場合は、既に所有している燃料電池自動車の自動車検査証、自動車検査証記録事項のコピーが必要です。
12	導入した外部給電器の写真	<p>イ 使用の本拠の位置に納品された時の様子が確認できる写真が必要です。</p> <p>ロ 画像データをコピー用紙等に印刷したものでも構いません。</p>

9 交付申請書の記入例

(表面)

様式第1号(第7条第1項関係)

燃料電池自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人又は団体		
住所	〒980-8570 宮城県 仙台市青葉区本町3-8-1		
業種	株式会社 ●●●● 代表取締役 △△ △△		
生年月日 (個人の場合)	年 月 日生	性別 (個人の場合)	男・女
連絡先	TEL 022(211)2683		
担当者	所属 総務部営業課 氏名□□ □□ 連絡先 TEL022(211)2683		

個人の場合、生年月日及び性別を記入願います。

※ 法人又は団体の場合、氏名欄は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。

下記により燃料電池自動車等導入促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第3条及び燃料電池自動車等導入促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、交付要綱の定める事項を遵守することを誓約します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助事業の実績報告書といたします。

記

区分	燃料電池自動車		外部給電器	
	購入によるもの	リースによるもの	購入によるもの	リースによるもの
申請内容 <small>(該当するものに○)</small>	○			
補助対象自動車等の内容及び導入台数	車名:トヨタ自動車 MIRAI G 型式:ZBA-JPD20 自動車登録番号:仙台300ま●●●-●●● 1台		品名: 型番: 台	
使用の本拠の位置(所在地)	宮城県 仙台市 青葉区本町 3-8-1		宮城県	
使用者名	株式会社 ●●●● 代表取締役 △△ △△			
使用者の住所	宮城県 仙台市 青葉区本町3-8-1			
補助事業完了日	令和●年●月●日 (自動車検査証の交付を受けた日)		年 月 日 (取得又は設置した日)	
補助金交付申請額	576,000円 (算出根拠は別紙のとおり)		,000円 (算出根拠は別紙のとおり)	

次ページで算定した補助金の交付申請額を記入願います。

(裏面に続く)

燃料電池自動車等導入促進事業補助金の手引き

(裏面)

振込先	金融機関名	七十七銀行	金融機関コード	0	1	2	5			
	支店名	県庁支店	支店コード	2	0	6				
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号(右詰め)	4	0	2	0	1	2	3
	口座名義	フリガナ	カ) ●●●● ダイヒョウトリシマリヤク△△ △△							
	名義人	株式会社●●●● 代表取締役△△ △△								

<補助対象自動車等の製造者との資本関係>

申請者と補助対象自動車等の製造者との資本関係

- ・ 製造者との資本関係がある。(%)

・ 製造者との資本関係はない。

} いずれか該当するものを○で囲んでください。

税抜き価格
(値引きがあった場合は値引き後の価格)
※小数点以下切捨て

<補助金交付申請額の算出根拠>

(1) 燃料電池自動車 (複数台導入する場合は、1台ごとに作成すること。) (単位: 円)

車両本体の購入価格※1 (A)	基準額 (B)	基準額との差額 (C)=(A)-(B)
6,600,909円	4,871,000円	1,729,909円
差額の3分の1の額※2 (D)=(C)×1/3 (千円未満端数切り捨て)	補助限度額 (E)	補助金交付申請額 (F)=(D)と(E)のうち低い額
576,000円	576,000円	576,000円

※1 交付要綱別表第3により利益等を排除した場合は、利益等を排除した後の額

※2 県内の地方公共団体が当該燃料電池自動車の使用者となる場合、「差額の3分の2の額」
「(D)=(C)×2/3」と読み替えること。

(2) 外部給電器 (複数台導入する場合は、1台ごとに作成すること。) (単位: 円)

機器本体の購入価格※3 (G)	補助対象経費の6分の1の額 (千円未満端数切り捨て) (H)=(G)×1/6
, 円	, 円
補助限度額 (I)	補助金交付申請額 (J)=(H)と(I)のうち低い額
180,000円	, 000円

※3 交付要綱別表第3により利益等を排除した場合は、利益等を排除した後の額

10 添付書類の留意事項等について

(1) 振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）のコピー

- ・ 通帳の「表紙」と表紙をめくってすぐの「口座情報が記載されている見開きページ」の両方のコピーを提出してください。
- ・ ネットバンキングなど通帳がない銀行の場合、銀行名、銀行コード、取扱支店名、取扱支店コード、口座番号、カナ氏名などの口座情報が確認できるよう、キャッシュカードのコピーやWeb画面のコピーなどを提出してください。

(2) 登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））

- ・ 法務局で、現在事項証明書又は履歴事項証明書の交付を受け、提出してください。
- ・ 申請窓口へ完備した書類が到達した日前3ヶ月以内に発行されたものが必要となります。
- ・ 手数料が必要となります。

(3) 住民票の写し

- ・ 市役所・町村役場の窓口で本籍地が記載された住民票の写し（謄本・抄本のいずれでも可）の交付を受け、提出してください。
- ・ 申請窓口へ完備した書類が到達した日前3ヶ月以内に発行されたものが必要となります。
- ・ マイナンバーが記載されていない住民票を提出願います。マイナンバーが記載されている場合はマイナンバー部分を黒塗りするなど、他者が読み取れないようにして提出願います。
- ・ 戸籍謄（抄）本では、受付できませんので、ご注意ください。
- ・ 手数料が必要となります。

(4) 県税納税証明書

- ・ 申請者名義の証明書を、下表の各県税事務所で交付を受け、提出してください。申請書の記入は、13ページも参照願います。
- ※ お住まいの住所に関係なく、各県税事務所のいずれでも取得可能です。
- ・ 申請窓口へ完備した書類が到達した日前3ヶ月以内に発行されたものが必要となります。
- ・ 全ての県税に未納が無いことが証明されているものが必要となります。
- ・ 市町村税納税証明書では、受付できませんので、ご注意ください。
- ・ 手数料が必要となります。

No.	事務所名	電話番号	所在地
1	宮城県大河原県税事務所	0224-53-3112	柴田郡大河原町字南 129-1
2	宮城県仙台南県税事務所	022-248-2986	仙台市太白区長町 7-22-20
3	宮城県仙台中央県税事務所	022-715-0625	仙台市青葉区上杉 1-2-3
4	宮城県仙台北県税事務所	022-275-9122	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
5	宮城県塩釜県税事務所	022-365-4194	塩竈市錦町 5-28
6	宮城県北部県税事務所	0229-91-0704	大崎市古川旭 4-1-1
7	宮城県北部県税事務所栗原地域事務所	0228-22-2123	栗原市築館藤木 5-1
8	宮城県東部県税事務所	0225-98-3410	石巻市あゆみ野 5-7
9	宮城県東部県税事務所登米地域事務所	0220-22-6114	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
10	宮城県気仙沼県税事務所	0226-24-2531	気仙沼市字赤岩杉ノ沢 47-6

《納税証明書交付申請書記入例》

納税証明書交付申請書

宮城県 県税事務所長 年 月 日

<p>代理人（窓口で申請する方）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号（ ）</p> <p><small>※代理人の方が申請される場合は委任状が必要です。ご家族が申請する場合も委任状が必要です。委任状は、下の欄を参照してください。別紙の委任状でも有効です。※法人の代表者本人が申請する場合は、上記代理人欄へ代表者の住所・氏名を記入してください。</small></p>	<p style="text-align: center;">納税義務者</p> <p>住（町）所 又は所在地</p> <p>氏名又は名称 及び代表者名</p> <p>電話番号</p> <p><small>※委任の事実を確認する場合がありますので、印中、連絡が取れる電話番号を記載願います。</small></p> <p>個人番号又は 法人番号</p>
---	---

} 補助金申請者の氏名等を記入

<p style="text-align: center;">委任状</p> <p>私は、_____を代理人と定め、この申請書に係る納税証明書の申請及び受理に関する権限を委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 委任者（納税義務者）</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※納税義務者欄と相違ないため、住所（所在地）の記載を省略します。</p>

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。

<p>① 使用目的 (この申請書は、使用目的ごとに作成してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 金融機関への融資申込み（保証書（保証書別紙を含む）がある場合、法定納税義務の記載の変更）【第1・第2】</p> <p><input type="checkbox"/> _____入札参加資格等承認申請 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理業許可申請（更新）</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業の（許可申請・変更等届出） <input type="checkbox"/> 排水設備等工事指定店登録（更新申請）</p> <p><input type="checkbox"/> 宮城県県事業補助金申請</p> <p><input type="checkbox"/> 営業用住宅入居資格確認</p> <p><input type="checkbox"/> 公益法人認定申請（3年以内に滞納処分なし）</p> <p><input type="checkbox"/> 酒類類（販売・製造）業の免許用件の確認書類（滞納なし・滞納処分）</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車の（名義変更・抹消登録・譲渡） 宮 城 県 番 号 []</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 補助金申請のため ）</p>									
<p>② 証明事項</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 未納がないこと（④の記入は不要です。）</p> <p><input type="checkbox"/> 納付すべき額、納付済額、未納額</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>									
<p>③ 税 目</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税種別割</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>									
<p>④ 期 別 事業年度</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年度(年) (</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">記入不要です</td> <td style="width: 30%;">年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>年度(年) (</td> <td></td> <td>年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>年度(年) (</td> <td></td> <td>年 月 日)</td> </tr> </table>	年度(年) (記入不要です	年 月 日)	年度(年) (年 月 日)	年度(年) (年 月 日)
年度(年) (記入不要です	年 月 日)								
年度(年) (年 月 日)								
年度(年) (年 月 日)								
<p>⑤ 請 求 通 数</p>	<p style="text-align: center;">通</p>									

<p>※異機関使用欄</p> <p><input type="checkbox"/> 本人申請 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人申請 <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書（顔写真付） []</p> <p><input type="checkbox"/> その他 []</p> <p>生年月日 _____</p>	<p>通 枝 円</p>
--	--------------

【申請方法】

- 納税証明書交付申請書は各県税事務所窓口にありますので、必要事項を記入の上、申請してください。
- 申請書は次のホームページからダウンロードもできます
→ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>
- 納税義務者本人以外の方が申請する際は、「委任状」が必要となります。また、窓口に来所する方の確認できるもの（運転免許証、保険証、住民票等）を持参してください。
- 納税義務者本人が申請する場合についても、本人確認ができるものを持参してください。
- 県税を納付して1週間以内の場合は、その領収書を交付窓口を持参してください。
- 発行手数料が400円（1通）がかかりますので、発行手数料を持参ください。

11 事業完了後の制限等について

- (1) 申請書類に虚偽の記載をして不正に補助金の交付を受けた場合や役員等に暴力団関係者がいることが判明した場合などは、補助金の交付決定を取り消します。
なお、既に補助金が交付されている場合は、年10.95%で算定した加算金を加え、補助金額の全部又は一部を返還していただきます。
- (2) 補助対象自動車等の取得後（燃料電池自動車の場合、自動車検査証の交付を受けた日後。以下同じ。）、4年以内に申請者の住所又は氏名（法人の場合、所在地又は名称）を変更した場合、速やかに「住所等変更届出書」を提出してください。その際は、添付書類として住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項証明書）など変更内容が確認できる書類を添付願います。
- (3) 補助対象自動車等の取得後、4年以内に補助対象自動車等を処分（売却、譲渡、廃棄など）する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、知事の承認を受けてください。
なお、当該処分により収入があったと認められる場合などは、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求める場合があります。
- (4) 補助対象自動車等の取得後、4年以内に天災等によって補助対象自動車等が毀損され、又は滅失したときは、「補助対象自動車毀損、滅失届」を提出してください。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助対象自動車等を取得した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管してください。

<帳簿等の保管年数の例>

- ・ 令和6年度中に燃料電池自動車を導入 → 令和11年度まで帳簿及び証拠書類の保管が必要

- (6) 県が実施する燃料電池自動車等に係る普及啓発活動への協力依頼があった場合、可能な範囲で御協力をお願いします。県での協力依頼に当たり、補助対象自動車等の使用者の氏名や住所、電話番号等について、県でデータベース化させていただきますので、御了承願います。

<想定される協力依頼内容>

- ・ 県が開催する環境イベントへの燃料電池自動車の展示
- ・ 県が作成した普及啓発チラシの配布

12 受付・問い合わせ先

宮城県環境生活部 次世代エネルギー室 脱炭素燃料班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 （宮城県行政庁舎13階北側）

電話：022-211-2683

FAX：022-211-2669

E-mail：jiened@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagi-hyenergy/fcv-hojyo.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

13 よくある質問

Q1 割賦（ローン）で購入した場合、補助金の対象になりますか？

A1 割賦購入などにより所有権が留保されている場合（所有権留保付クレジット購入）で、完済を条件に申請者に所有権が移転するものは、補助の対象となります。所有者は自動車販売会社又はクレジット会社でも問題ありません。

Q2 手形による購入の場合、補助金の対象になりますか？

A2 国（次世代自動車振興センター）の補助金と同様に、手形による購入や支払保証方式による購入など購入代金全額の支払いが現金で完了していない購入形態は、補助の対象外となります。

Q3 リースによって燃料電池自動車を導入した場合、補助金の対象になりますか？

A3 リースによる導入の場合、リース契約期間が4年以上のもの、かつ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに初度登録されたものであれば補助の対象となります。

Q4 県外の販売店で購入した場合、補助金の対象になりますか？

A4 販売店の要件はありませんので、使用の本拠など、その他の要件を満たしていれば補助の対象となります。

Q5 中古車の購入は補助金の対象になりますか？

A5 補助の対象となるのは、新車のみです。

Q6 補助対象経費にオプション等の諸費用は含まれますか？

A6 オプション等の諸費用は補助対象になりません。消費税及び地方消費税を除いた本体価格のみが補助金の対象となります。

Q7 同一法人で複数台の申請は可能ですか？

A7 可能です。

Q8 既に補助対象車両を購入し、使用している場合も補助対象となりますか？

A8 既に使用している場合であっても、補助の要件を全て満たすものであれば対象となります。なお、令和6年度の補助金については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに初度登録されたものが対象となり、この期間外のものには補助対象なりません。

Q9 既に燃料電池自動車を使用している場合で、後から外部給電器を購入する場合、補助対象となりますか？

A9 外部給電器の購入に関して、補助対象となります。この場合において、組み合わせて使用する燃料電池自動車への補助金の交付の有無は問いませんが、外部給電器を専ら県内で使用することが必要となります。

Q10 県内で転居したため、住民票の写しでは「1年以上の県内在住」を証明できない場合、何を提出すればよいですか？

A10 住民票の写しに加え、前住所地での「住民票の除票」を併せて添付いただくか、住民票の写しの代わりに「戸籍の附票の写し」を添付してください。

Q11 初度登録の時点で、所有者の住所が県外でしたが、所有者の住所を県内に変更すれば、補助対象となりますか？

A11 補助対象となりません。あくまで初度登録時点で、所有者の住所及び使用の本拠の位置が県内である必要があります。

Q12 補助金はいつ振り込まれますか？

A12 「交付決定兼補助金額確定通知書」が届いてから、1か月以内に指定の口座に入金することを基本としています。

Q13 県の補助金と国の補助金を併用することは可能ですか？

A13 受給の制限はありませんので、併用は可能です。ただし、国（次世代自動車振興センター）の補助金については、県の補助金とは別に申請する必要がありますので、ご注意ください。